消 防 防 災 人材 の育 成 の推進に 関する条

自

第 た 定め 防災人材の 育 を目的とする。 風水害、 成に って積極的 この条例 関する施 県 \mathcal{O} 育成 責務 火災 に を推進 防災活 策 並 困 の基 \mathcal{O} びに県民 لح 災 消 な団 害 動に 本となる事項を定めることに カ 2ら県民 参加し、 7 ŧ 及 員 つて南: を び事業者の いることに の生命、 海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする震災 地域防災力 \otimes こに鑑み、 役割を 身体 明ら 域 及 の強化が図られることを目指 消 防 び財産を保護することに寄与すること ょ カュ 防 お ŋ, に 災 け 入人材 するととも る防災活動 地域 \mathcal{O} 育 の多様な主体 成に関動の担 に、 消防 い手を持続 して、 が将来にわ 防 基本理念を 災 人 材 的 消防 \mathcal{O}

(定義)

第二条 こ の 条例 に お いて、 次 \mathcal{O} 各号に · 掲 げ る用語 の意義は、 当該各号に定 8 るところ

- 的に推進する者をいう。 クラブに参加 消防 防 災 人 スはこれらい 消防団をはど のじ 組め、 織 の自 活動防 影に協力すめ災組織、 す 女性防 地域における火クラブ! る若 L 防 災く 活は 動 少年消 を 積 極防
- 二号に規定する自主防災組織を 自主防災組織 災害対策基本法 いう。 (昭和三十六年法 律 第二百二十三号) 第二条 \mathcal{O}
- 女性防火クラブ 五 年 法 律第百十号。 以 防団を中核とし 下 「法」とい う。 た地域防 \smile 第 光十八 八条に規定するの充実強化に る女性防火クスに関する法律 律 ラブ (平成 を
- 兀 地域防災力 法算少年消防クラブ 法第二条に規定する地域防災力をいう。 ブ 法第十八条に規定する少年消防クラブをい
- 五

本理念)

- 第三条 を確保することをいう。 安全を自ら守ることをいう。 ればならない。 消防防災 人材 の育成は、 $\overline{}$ の理念に)及び共助 全て の県民が 基 づ < (地域の住民等が互いに助民が、各自の状況に応じた 、防災活 動 が できることを目 応じた自助 け 指 合 L 11 (県民が 7 地域 行 わ 自ら \mathcal{O} れ 安全 なけ \mathcal{O}
- 2 て防災について 消防防災人材 の育成 \mathcal{O} 理解と関心を深めることが育成は、県民が幼児期から らその できるよう行われなけれるの発達段階に応じ、あ らゆる ばならない 機会を通
- 3 CK 防 協力 防災人材の育成は、 の促進を図ることを旨として行われ 県民が協力して自ら なければならない。 の地域を自らで守る消 防 寸 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 理
- 4 関 防 であ 防 る 材 の育成 防 団と連携 は、 Ĺ 災害が発生した場合に地域で 及 び協 力 L て行 わ れ な け 即時に対応すること n ば ならな V \mathcal{O} できる

(県 責務)

- 第四条 県は、 \mathcal{O} 成 前 に 条に規定する基本理念 関 する施策を総合的 カュ 以 つ計 下 画 _ 的 基本理念」という。 に 策定 Ĺ 及 び実施す $\overline{}$ に る責務を有 \mathcal{O} 0 り、 す 消
- 2 災 人材 \mathcal{O} 育 市 成 町 に村 関する取 県民、 取組を促進するため、 自主防災組織、学校 学校、 情 報 『報の提供、I 事業者その! 助言その他必要な支援を実施他の関係者が実施する消防防

するものとする。

(県民の役割)

- 第五条 に寄与することについ 育成に関する施策に協力するよう努めるも 県民は、 基本理念に て理解を深めるとともに、 \mathcal{O} いっとり、 消 防防災人材 \mathcal{O} とする。 県及び市町村が実施する消材の育成が地域防災力の維 持及 防 防 災人材が可上
- 2 する。 覚し、 県民 は、 各自 基本理念にのっとり、自らが地域に の状況に応じ、 地域防災力の 向上に積極的な役割を果たすよう努めるも地域における防災活動の担い手であること ことを自 \mathcal{O} لح
- 3 最小化 時の対応についてあら (事業者の役割) 小化し、県民は、 家具の固定等の家庭における防災対策、 被災後の生活を安定させることを目指して、基本理念にのっとり、災害時において自らい かじめ定めたものをいう。 避難路の確認、家族との連絡方法その他災害 $\overline{}$ 1らと家族 を作成するよう努めるも 、家族継続計画と家族の生命を立 (生活 守 り、 物資 そ のとする。 \mathcal{O} $\widehat{\mathcal{O}}$ 被
- 第六条 るも のとする。 事業者は、 その従業員 \mathcal{O} 消 防 寸 員とし 7 \mathcal{O} 活 動 が 円滑 行 わ れるよう 配 慮 努め
- 2 である従業員の 事業者は、消 のとする。 知識及 防団員又は自主防災組織に所属する者 び経験を当該事業所 の防 火対策及び防災対策に活用するよう努め (以下 「消防団員等」という。
- 3 とする。 事業者は、 防 団員等 \dot{O} 活 動 \sim \mathcal{O} 資機材及 び 訓 練場 所 $\hat{\mathcal{O}}$ 提供 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 協 芀 努め
- 4 事業者は、 地 域 \mathcal{O} 防 災 訓 練 \sim \mathcal{O} 参 加 に 努め る t \mathcal{O} とする

(県の施策)

- 第七条 を講ずるものとする。 するとともに、 県は、 市 消防団 町村そ $\sim \mathcal{O}$ の他 加の 入関 の促進を支援するた係者と連携して、消 め、団 团 意識活 の動 の啓発その!動への理解! 他 及 \mathcal{O} び 必 協 五 要な施策 を促 進
- 2 関する組織への加入の促進を支援するため、 県は、市町村が行う自主防災組 織 女性防火クラ 必要な施策を講ずるものとする。 ブ、 少年消防 クラブその他 \mathcal{O} 防 災
- 3 とする。 するため 県は、 、 情報 \mathcal{O} 学校その 提供 技術 他 的 \mathcal{O} 関係者が行う少年消防 助言、 交流 の機 会の提供 クラブ そ \bigcirc \mathcal{O} 育成に関する 必要な施策 を講 取 ず 組 を支援 る も

(顕彰)

第 八条 消防防災人材 \mathcal{O} 育 成 12 関 功 績 \mathcal{O} 顕著な者 $\bar{\mathcal{O}}$ 顕 彰 に 努め る ŧ \mathcal{O}

(学校における取組等)

- 九条 練を実施することを促進するため、 九条 県は、学校の設置者及び消防 のとする。 情機関 のが 提携 L 助言その の他必要な支援な及び防災について を行ての 教育及 / 努め訓 び
- 2 促進するため、 のとする。 少年消防クラブの活動を防火及び防 学校 の設置 者に 対 Ĺ 情報 \mathcal{O} 災に 提 供、 9 いて 助言そ の教育及び訓 \mathcal{O} 他 |必要 な支援を行 練に生かすことを
- 3 大学等の学生が、 防災活 動 12 対する理解を深 め 自主的 に 防災活動に 参 加する

努めるものとする。 ことを促進するため、 大学等の設置者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう

(財政上の措置)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。 附 則 講ずるよう努めるものとする。 第十条 県は、消防防災人材の育成に関する施策を推進するため、 必要な財政上の措置を